

# なすしおばら

広報

2007  
2.20  
No.52



## カンジキウオッチングin大沼

冬の大沼の自然を観察しながら散策する「カンジキウオッチングin大沼」が、塩原温泉ビジターセンター主催で、1月28日(日)に開催されました。

今年は例年になく雪が少ない状況でしたが、大沼や小沼周辺の雪上に残る動物たちの足跡を観察することができました。

市内外から参加した29人は、初めは慣れないスノーシューに戸惑っていましたが、真っ白な雪原に着くとみんな無邪気に雪の感触を楽しんでいました。また、林務事務所の職員から森林のはたらきについて説明を受け、改めて森や自然について考えることができた一日でした。

### CONTENTS【もくじ】

■ごみのおはなし②	2 p
■みんなで支える介護保険	6 p
■タウンピックアップ	10 p
■くらしの情報	12 p
■イベント情報	18 p
■3月の保健	20 p
■ちょっと発見/ちびっ子スナップ	24 p



# 那須塩原市のごみの現状

## ごみのおはなし②

皆さんが出すごみの量は、他市と比較して多いか少ないか・・・

### 市民一人当たりのごみの量は

一年間に、市民の皆さんが出すごみの総量を人口で割ると、市民一人当たりが一年間に  
出すごみの量となります。  
これを三百六十五で割ると市民一人が一日に出すごみの量になります。  
この一人当たりの量を他市と比較することで、那須塩原市の現状が見えてきます。

※他市との比較をするため、「ごちぎの廃棄物・平成16年度版」を使用したため、前回の数字と多少異なるものもあります。

$$\frac{\text{平成16年度のごみの総量は } 47,664 \text{ トン}}{\text{平成16年の人口 } 113,877 \text{ 人}} = \text{市民1人が1年間に出すごみの量 } 418.6 \text{ kg}$$

$$418.6 \text{ kg} \div 365 \text{ 日} = 1,147 \text{ g}$$

那須塩原市民1人が、1日に出すごみの量



## 県内各市のごみの量の順位

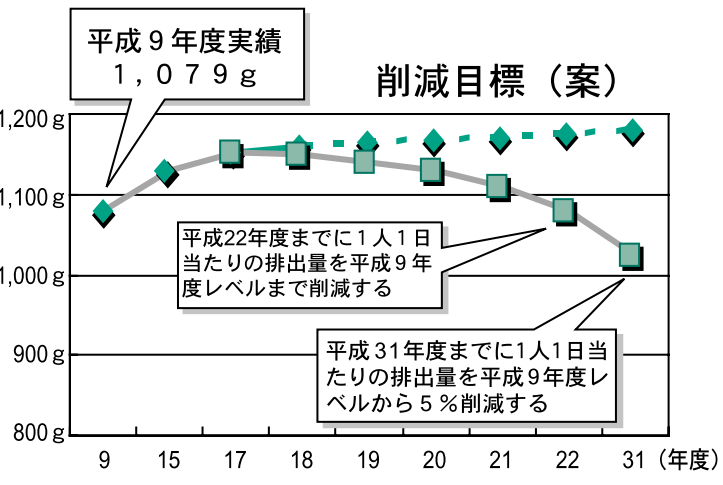
■ 1人が1日に出すごみの量を比較（平成16年度）

- 1 日光市 1,620g
- 2 足利市 1,329g
- 3 宇都宮市 1,284g
- 4 **那須塩原市 1,147g**
- 5 栃木市 1,141g
- 6 小山市 1,058g
- 7 大田原市 1,052g
- 8 鹿沼市 1,028g
- 9 今市市 1,002g
- 10 佐野市 929g
- 11 真岡市 928g
- 12 矢板市 851g
- 13 さくら市 814g

県平均は 1,062g  
国平均は 1,106g

家庭系ごみのみの比較  
那須塩原市 772g  
県平均 739g  
国平均 731g

# 市民が出すごみの量は？



一般廃棄物処理基本計画の中で、ごみ減量の削減目標値を定めて実行していきます。目標達成のために分別の徹底やゴミを出さない工夫をお願いします。

### ごみ減量計画目標

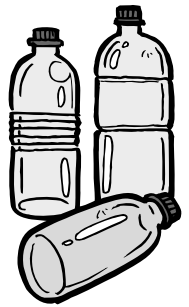
問い合わせ  
本庁（黒磯）環境課  
廃棄物処理計画担当  
☎ 0287(62)7301

# 県内各市の再生利用（リサイクル）率の順位

## ■各市の再生利用率を比較（平成16年度）

1	矢板市	24.5%
2	栃木市	23.0%
3	さくら市	21.2%
4	小山市	20.4%
5	大田原市	20.1%
6	真岡市	19.0%
7	佐野市	17.8%
8	鹿沼市	17.7%
9	日光市	17.3%
10	今市市	17.1%
<b>11</b>	<b>那須塩原市</b>	<b>16.6%</b>
12	宇都宮市	14.1%
13	足利市	12.5%

※再生利用率とは、資源化された量を総排出量で割ったものです。



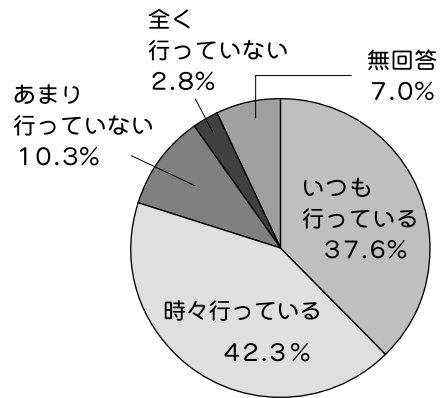
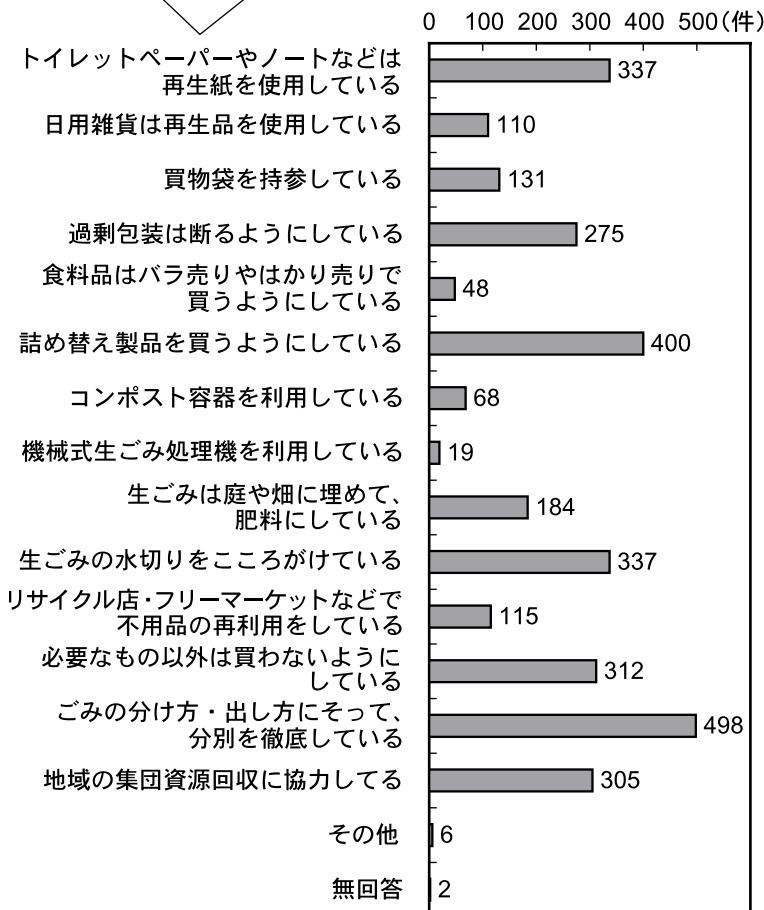
県平均は 18.2%  
国平均は 16.8%

## アンケート調査結果から

項目：ごみ減量やリサイクルの取り組みについて

質問：日ごろからごみ減量やリサイクルの取り組みを行っていますか

市民の皆さんが行っている  
具体的なごみ減量やリサイ  
クルの取り組み

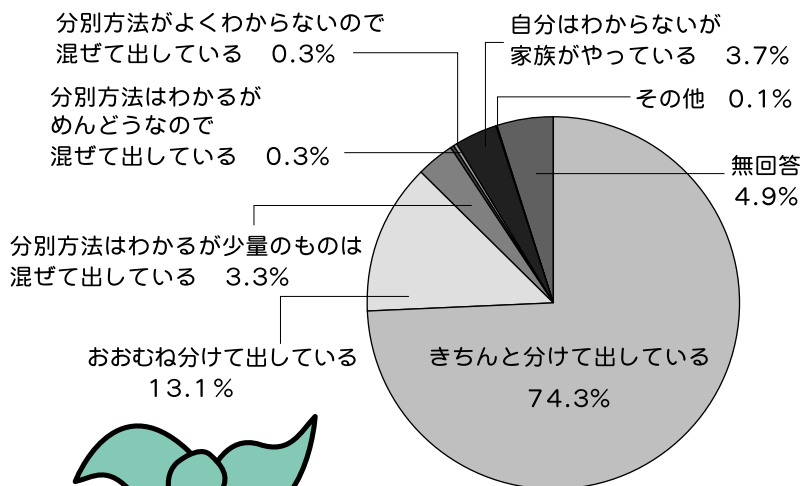


日ごろからごみ減量やリサイクルの取り組みを行っているが37.6%ですが、時々行っているが42.3%となっており、リサイクル実施の呼びかけを行うことでリサイクルの向上を図ることができる可能性があります。

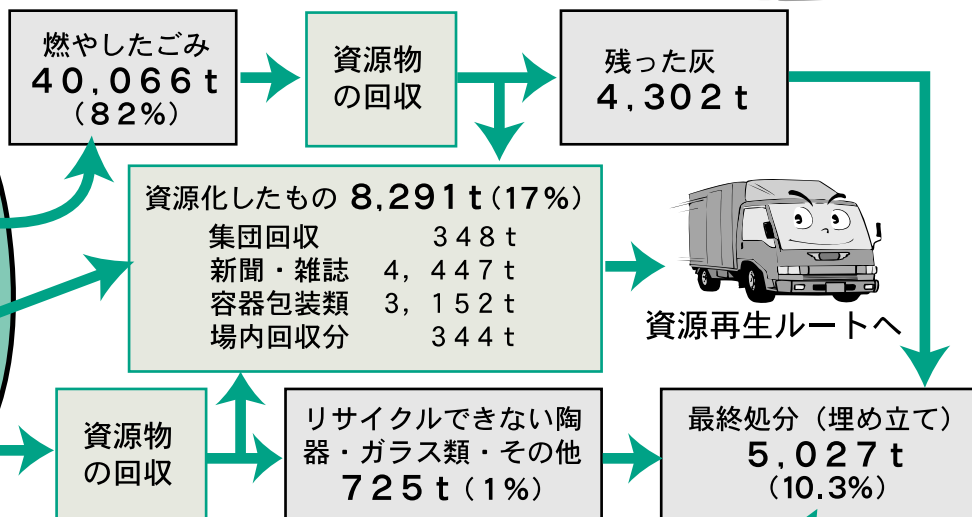
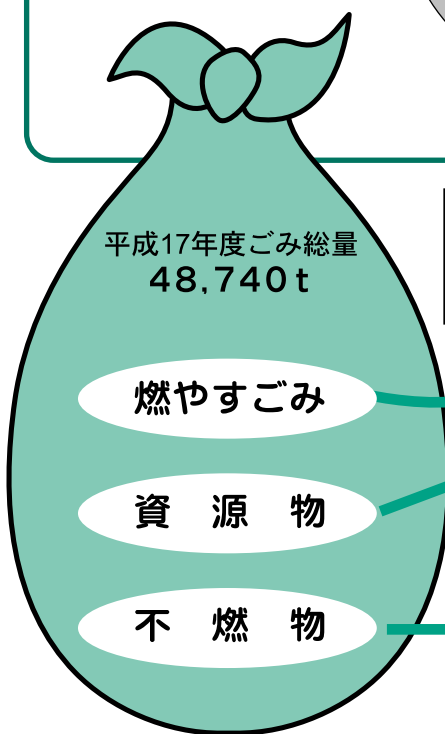
ごみ減量やリサイクルを行っていない人の中に「ごみを減らす方法がわからない」という人が多く、ごみ減量、リサイクルの情報提供、実施の呼びかけが必要という結果でした。

項目：分別の状況について

質問：分別状況についてお答えください



きちんと分けて出しているが74.3%になっていますが、混ぜて出している人もいたことがわかりました。市内には分別せずに混ぜて出している人がアンケート結果以上にいる可能性がありますと思われる。



マイバックでゴミ減量

ごみを出さない工夫がなによりも重要です。ごみになるものを買わない、もらわない。



市の一般廃棄物最終処分場は2カ所

①那須塩原市最終処分場 (黒磯西岩崎)

埋め立て容積 92,704 m<sup>3</sup>

埋め立て率 48.3%

②黒羽グリーンオアシス (黒羽川田)

埋め立て容積 173,100 m<sup>3</sup>

埋め立て率 41.1%

まだ、半分以上残っていますが、新たに最終処分場を作るとなると困難です。できるだけ長く使えるように分別を徹底してリサイクル率を上げることが必要です。

平成21年度から稼動する新しいごみ処理施設では、燃え残った灰を高温で処理して、ガラス状に加工する灰溶融を行い、できるだけ灰を残さないで資材としてリサイクルすることも予定しています。

環境ラベル

このようなラベルがある商品を選びましょう。ラベルはこのほかにもあります。



環境保全に資する商品を選定



原料に古紙を規定の割合以上利用している



ペットボトルのリサイクル品を使用した商品

# 男女雇用機会均等法が改正されます

4月1日から男女雇用機会均等法が改正され、性別を理由とする差別の禁止対象を男女とし、セクシュアルハラスメント防止対策も男女対象となります。

また、妊娠・出産などを理由とする不利益取り扱いの禁止を拡大したり、調停など個別紛争解決援助の対象に、セクシュアルハラスメントなどを追加するといった内容が盛り込まれることとなります。

【参考】  
栃木労働局ホームページ  
<http://www.tochigi-roudou.go.jp/>

△労働法に関する問い合わせや相談にも対応しています。  
問い合わせ  
栃木労働局雇用均等室  
☎028(633)2795

栃木労働局雇用均等室では、職場での男女均等取り扱い、セクシュアルハラスメント、母性健康管理のほか、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法、パートタイ



消費生活  
相談

あんなこと  
こんなこと

## 無視してください 架空請求

下のような身に覚えのない請求などのはがきや封書が、不特定多数の人に一方的に送りつけられてくる、いわゆる架空請求の相談が後を絶ちません。

### 民事訴訟最終通告書

管理番号 平成18年 (ワ) 第 86433 号

この度、貴方が運営会社ないしは契約会社に対して行っている料金の未払いもしくは契約不履行に、当確会社が貴方に対して提出した訴状を、管轄裁判所が受理した事を通知致します。

支払方法、取り下げ最終期日につきましては担当職員にて受け賜りますが、当局は原告側からの最終通告、また御本人様と訴訟内容の確認をする機関であり当局が貴方に対して訴訟を起こしているのではありませんので、予めご了承下さい。

このまま連絡無き場合、管轄裁判所から裁判の日程を決定する呼出状送達後に出廷となります。尚も放置しておく、相手方の言い分どおりの判決が出て、執行官立会いのもとあなたの給料や財産の差押さえ等をされてしまう事がありますので、ご注意ください。

※最近、個人情報悪用し民事裁判制度を利用する業者の手口もみられます。

万が一、身に覚えがない場合、早急にご連絡下さい。

裁判取り下げ期日 本書到達後3日以内

窓口受付時間 8:30~16:30 (土・日・祝祭日を除く)

(代表番号)03-5294-40  
03-5294-40

〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-1

法務省認定法人 日本消費生活センター

※このはがきの差出人名は、市の消費生活センターとはまったく関係ありません。

差出人名に公的機関と間違ような名前を使うなど、内容が巧妙化しています。

「身に覚えがない場合、早急にご連絡ください」などと書いてある場合もありますが、電話をすると新たな個人情報を提供することになりますし、また訴訟取り下げ費用などと称して金銭を請求されるケースもありますので、絶対に連絡はしないでください。

身に覚えのない請求を受け、どうしても不安になったときは、市の消費生活センターに相談してください。

消費生活センター ☎ 0287(63)7900

(開設時間：平日の午前8時30分～午後5時)

※消費生活センターは「消費者個人」と「事業者」との間のトラブルに関する相談を受け付けている機関です。

## 栃木県議会議員選挙日程

告示日 3月30日(金)

投票日 4月8日(日)

### ■立候補予定者説明会

とき 3月6日(火) 午後1時30分

ところ 自治会館大会議室(宇都宮市)

### ■立候補届出(那須塩原市・那須町選挙区)

とき 3月30日(金)

午前8時30分～午後5時

ところ 那須塩原市役所2階202会議室

### 問い合わせ

選挙管理委員会事務局

☎ 0287(62)7183

# みんなで支える介護保険 (シリーズ第1回)

介護保険制度は、平成12年に介護保険法によって設けられた社会保障制度です。その大幅な改正が平成18年4月1日に行われ、まもなく一年が経過しようとしています。

そこで『みんなで支える介護保険』として、皆さんに介護保険制度をより一層知ってもらうため、概要から実施状況、利用の仕方など全般について、シリーズでお知らせしていきます。

第1回は、介護保険制度の概要と状況をお知らせします。

## 問い合わせ

本庁（黒磯）高齢福祉課介護管理係 ☎0287（62）7191

西那須野支所福祉課高齢福祉係 ☎0287（37）6231

塩原支所福祉課福祉係 ☎0287（32）2912

## 1. 介護保険制度の成り立ちと概要

日本は世界有数の長寿国となり、経済的にも急激な発展を遂げてきました。その中で介護に関する社会保障制度は、老人福祉・老人保健・医療保険に分かれた体制だったため、介護サービスに重複・不足している部分がありました。高齢化による将来への不安や問題が浮き上がってきたことで、介護に関する部分を再編成し、創設されたのが「介護保険制度」です。



介護保険制度は、それまでの介護というものを根本から変える大きな変更が実施されました。また、制度の内容自体も、

固定された考え方のみでなく、社会全体の流れを見極め、見直しながら運営されるという、日本の高齢化社会を支える仕組みとして成立しました。

### 【介護保険制度による変更点】

- ・利用者本位の制度として、利用者自らの選択に基づいたサービス利用が可能になりました。
- ・介護に関する福祉サービスと医療サービスが総合的・一体的に提供されるようになりました。
- ・公的機関のほか、多様な民間事業者の参入促進が図られ、効率的で良質なサービス提供を期待できるようになりました。
- ・医療費の非効率的な使用を是正する条件が整備されました。
- ・負担と給付の関係が明確な社会保険方式としました。

## ■平成18年4月に制度の大幅な改正が行われました

介護保険制度の創設から6年が経過し、制度の問題点なども明確化してきたことから、平成18年4月に制度の大幅な改正が行われました。主な改正点は以下の5点です。

### ① 介護サービスから介護予防サービスへ（病気と同様、未然に防ごう！）

これまでは、介護が必要な状態になってから、事後的にサービスを利用する介護サービスが主流でしたが、そういう状態にならないように対策をする方が、健康であるためにより大きな効果を生むことから、介護が必要な状態になることを未然に防止する「介護予防」に重点が置かれました。

### ② 施設サービス利用者の居住費・食費が自己負担に（在宅でも施設でも同様の負担に！）

施設サービスを利用する際、改正前は居住費や食費も介護給付の対象でしたが、在宅サービス利用者はこれが自己負担のため、施設サービス利用者の方が負担が少なく済んでいました。この部分を是正し、施設サービス利用者も居住費や食費を自己負担とし、施設でも在宅でも同様の負担としました。

※こちらについては平成17年10月から実施されています。

### ③ 介護保険料が見直され、税制改正に伴う激変緩和措置、および特別徴収捕捉回数の複数化を導入

介護保険料が見直されるとともに、税制改正に伴う介護保険料の急激な増額を防ぐため「激変緩和措置」が導入されました。また、65歳になった場合や転入してきた場合、介護保険料の納め方が納付書による方法（普通徴収）から、年金からの天引きによる方法（特別徴収）に替わるまでの期間が短くなる「特別徴収捕捉回数の複数化」が導入されました。

### ④ 「地域密着型サービス」を創設（地元での生活が一番！）

自立した生活をするため、通いながらのサービスを使いたい泊まりも必要になるので、複数の事業者を利用するしかない、認知症があるので自宅での生活が困難といった人のために、住み慣れた地域で複数のサービスを受け続けられるように、次のような「地域密着型サービス」が創設されました。

#### ○小規模多機能型居宅介護

小規模な住宅型の施設で、通いを中心としながら訪問、短期間の宿泊などを組み合わせて、食事・入浴などのサービスを利用できます。

#### ○認知症対応型通所介護（デイサービス）

認知症の高齢者が、食事・入浴などのサービスを利用できます。

#### ○認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の高齢者が、共同で生活できる場（住居）で食事・入浴などのサービスを利用できます。

### ⑤ 「地域包括支援センター」を創設

高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して生活できるように、総合的な支援を行う機関として、「地域包括支援センター」が創設されました。市内にあるすべての地域包括支援センターには次のような機能がありますので、本人はもちろん、家族や友達のことでも高齢者に関して相談したいことがある場合には連絡をしてください。

○介護予防サービスの計画作成や効果の評価などを行います。その評価からメニューを見直し、より適切なサービスが提供されるような計画の調整などを行います。

○介護だけでなく、高齢者に関する相談を一手に引き受け、必要なサービスや機関につなぎます。

○高齢者の権利擁護のために、虐待防止やその早期発見、成年後見制度の活用などの援助を行います。

○地域のケアマネジャー※の指導や後方支援、また医療施設など関係機関との調整を行うことで、高齢者の皆さんの心身の状態やその変化にあわせた、途切れることのないサービスの提供が行われる体制をつくります。

※ケアマネジャー……要介護者などからの相談に応じ、心身の状況に応じて適切なサービスを利用できるように市町村、事業者および施設との連絡調整を図り、要介護者などが自立した日常生活を営むために必要な専門知識を有する者。

### 那須塩原市の「地域包括支援センター」一覧（☎0287）

区分	黒磯地区				
名称	地域包括支援センター寿山荘 ☎62-9655	地域包括支援センター秋桜の家 ☎65-2972	地域包括支援センターそよ風 ☎60-7851	いたむろ地域包括支援センター ☎69-7105	地域包括支援センターあぐり ☎73-2550
所在地	住吉町5-10	大原間83	豊浦南町83-120	百村3042-31	鍋掛1416-3
担当区	黒磯公民館区	東那須野公民館区	厚崎公民館区	高林公民館区	とようら公民館区
区分	黒磯地区		西那須野地区		塩原地区
名称	稲村地区地域包括支援センター ☎60-3361	地域包括支援センターさちの森 ☎60-1331	地域包括支援センターとちのみ ☎37-1683	西那須野西部地域包括支援センター ☎37-8183	しおばら地域包括支援センター ☎35-3746
所在地	東原166	野間453-23	井口533-11	上赤田238-1	下田野282-6
担当区	稲村公民館区	鍋掛公民館区	西那須野東部地区(国道400号東側)	西那須野西部地区(国道400号西側)	塩原地区全域

## 2. 介護保険の状況（各種データは事業状況報告から抜粋）

平成17年1月1日に旧3市町が合併し、那須塩原市が誕生しました。

合併時と現在の状況をお知らせします。

### ① 第1号被保険者数（65歳以上人口）および高齢化率の推移

※高齢化率とは、市内全人口の中で、65歳以上の人口が占める割合のことです。

	平成17年1月1日	平成19年1月1日
第1号被保険者数	18,633人	20,195人
高齢化率	16.19%	17.53%



### ② 要介護認定者数（介護保険の認定を受けている人）の推移

平成18年4月の法改正により、それ以前は要支援と要介護1～5の6段階に分かれていたものが、要介護1が要支援2・要介護1とに分けられ、要支援1～2と要介護1～5の7段階になりました。

経過的要介護とは制度改正以前は要介護1の人で、次の認定更新時に新段階に分けられる人です。

旧段階	新段階	平成17年1月1日	平成19年1月1日
要支援	要支援1	291人	248人
———	経過的要介護	—	55人
要介護1	要支援2	878人	244人
	要介護1		797人
要介護2	要介護2	300人	408人
要介護3	要介護3	283人	387人
要介護4	要介護4	335人	335人
要介護5	要介護5	298人	310人
合計		2,385人	2,784人

### ③ 介護給付費支出の推移

介護給付費とは、介護保険の認定を受けている人がサービスを利用した際に支払われている費用のことです。基本的に認定を受けている人は、サービスを利用すると実際にかかる費用の1割を自己負担しますが、残りの9割が給付費として介護保険料や税から支払われています。

介護サービス費は要介護者の、支援サービス費は要支援者のサービス利用にかかる給付額です。その他は介護のサービスを世帯内で一定額以上利用した際に、それを越えた分が払い戻される高額介護サービス費、および介護サービスを利用するために介護の認定申請をした人の要介護度を定める介護認定審査会の費用です。

	平成16年度	平成17年度
介護サービス費	34億4,277万8,718円	36億5,914万6,070円
支援サービス費	9,645万8,268円	9,500万5,183円
その他	2,064万1,918円	2,885万8,636円
合計	35億5,987万8,904円	37億8,300万9,889円

このように高齢者数、高齢化率、認定者数、介護給付費とすべて伸びている様子がわかります。

高齢化がより進行していく中で、新たな介護保険制度が円滑に運営されるよう、理解と協力をお願いします。

シリーズ第2回では、介護保険料に焦点を当て、詳しくお知らせします。



# 市地域福祉計画・障害者計画・障害福祉計画の素案に意見をお聞かせください

市では、那須塩原市地域福祉計画・那須塩原市障害者計画・那須塩原市障害福祉計画の策定を進めています。それぞれの計画については、昨年の「広報なすしおばら12月5日号」で、計画骨子(案)のパブリックコメントを実施しましたが、いただいた意見はありませんでした、

今回は、計画(素案)について、皆さんの意見を募集するものです。いただいた意見は、これに対する市の考えとともに整理して公表します。ただし個々の意見に直接回答は行いませんので了承願います。

**地域福祉計画とは**・・・誰もが住み慣れた地域での支え合いにより安心して豊かな生活を送るために、地域社会全体で支え合う仕組みづくりを推進するための計画です。

**障害者計画とは**・・・本市の障害者のための施策の基本となる計画です。障害を持つ人に医療、教育、福祉などのあらゆる分野のサービスを効率よく提供できる体系を整備することを目的とします。

**障害福祉計画とは**・・・障害者計画に定める項目のうち、障害者への福祉サービス分野について具体的な数値目標などを定める計画です。

**募集期間** 2月20日(火)～3月8日(木)(必着)

**提出先** 本庁(黒磯)社会福祉課社会福祉係 ●郵送 〒325-8501 共壘社108-2 社会福祉課あて  
●FAX 0287(63)8911 ●Eメール k-shakaifukushi@city.nasushiobara.lg.jp

**提出方法** 郵送またはFAX:本庁(黒磯)社会福祉課および各支所福祉課の窓口に備え付けの用紙に氏名、住所、意見を記入し上記提出先へ

Eメール:タイトルを上記各計画(素案)への意見と明記し、氏名、住所、意見を記入し、上記メールアドレスへ(添付ファイルの場合はワード形式としてください)

※氏名、住所は必ず記入してください。※電話による意見の受け付けは行いません。

※個人情報公表しません。また、目的以外にも使用しません。※提出された書面は返却できません。

※用紙は市のホームページからもダウンロードできます。

**閲覧場所** 本庁(黒磯)社会福祉課、各支所福祉課、市ホームページ (<http://www.city.nasushiobara.lg.jp>)

**問い合わせ** 本庁(黒磯)社会福祉課社会福祉係 ☎0287(62)7135  
西那須野支所福祉課社会福祉係 ☎0287(37)6231  
塩原支所福祉課福祉係 ☎0287(32)2912

## 下水道を正しく使ってください

家庭の排水口が下水道の入口です。

下水道施設は、私たちが安全で快適な暮らしをおくるための公共の財産であり、休みなく働き続けています。

私たちが毎日、おいしく・安全な水を使うためには、一人一人の水を汚さない努力が必要です。

毎日の家庭生活の中で、ほんの少しだけ、注意を払うなど、市民の皆さんがルールを守り正しく使うことが大切です。さっそく実行してみましよう。

### 台所では

野菜くずやご飯の残り、てんぷら油やサラダ油などを流さないようにしましょう。 たった100の油でも、魚が死ぬ水質にするには約2000もの水が必要になります。



### 水洗トイレでは

トイレットペーパー以外の紙

や異物を流さないようにしましょう。排水管が詰まる原因となります。



### マンホールには

土砂や廃油、木片などを捨てないでください。マンホールはむやみに開けないでください。



### ◎下水道に有害物を流さないでください。

ガソリン、シンナー、石油、アルコール類など揮発性の高い危険物を流すと、爆発を起こす原因となります。

### 問い合わせ

本庁(黒磯)下水道課普及係 ☎0287(62)7168  
西那須野支所下水道課普及係 ☎0287(37)5110  
塩原支所建設課下水道普及係 ☎0287(32)2000



# タウン トピックス

## 黒磯南高3年吉村京さん 英検1級に合格

難関の文部科学省認定実用英語技能検定（英検）1級に、黒磯南高校英語科3年の吉村京さんが見事合格しました。

吉村さんは父親の仕事の関係で3歳から13歳までメキシコ・アメリカなどで暮らしていたこともあり、英会話はもともと得意でしたが、ALTの先生と積極的に会話をしたり、長文スピーチの練習などの勉強を続け、昨年1月には1次試験に、10月には2次試験に合格しました。

将来は調理師になりたいという吉村さん、「高校在学中に英検1級に合格するという目標を達成できたことは大きな喜びです。難しい試験でしたが、諦めずに努力して良かったと思います。応援し、いつも励ましてくれた友人、先生方、家族にも感謝しています。9月には、通訳案内士の国家試験に挑戦して、自分の可能性を広げていきたいです。将来は、海外と日本をつなぐ役割をし、外国の方々に日本の文化の魅力を伝えていきたいと考えています」と話してくれました。



## 力作が集まりました ～那須地区理科研究展覧会並びに理科研究発表会～



1月27日(土)～28日(日)にかけて、ハロープラザで「平成18年度第60回那須地区理科研究展覧会並びに理科研究発表会」が開催されました。

この発表会は、北那須3市町の小中学校の児童生徒が身の回りの自然科学などの分野について研究・観察をした成果を展示発表するもので、今回は小学生617人・452点、中学生258人・190点の出展がありました。

会場を訪れた人たちは、子どもたちの研究の着眼点や、丁寧に作られている様子に感嘆しながら作品を見ていました。



## 那須清峰高の植木慎士さん 高校1年で難関「第一種電気工事士」に合格

自家用工場やビルなど、高圧で受電している施設で工事をする際に必要な第一種電気工事士の国家試験に、那須清峰高電気科1年の植木慎士さんが見事合格しました。

同校では1年生全員が昨年6月に第二種電気工事士を受験。その試験で手ごたえを感じた植木さんは、第二種の結果発表を待たずに、上級生とともに第一種の受験に申し込みました。

高校1年で第一種・第二種と二つの国家資格を持つ植木さん。今後は持ち前の探究心と練習量で、電気工事士以外にも、危険物取扱や計算技術検定などにも挑戦していくそうです。

将来について「具体的にはこれから考えるが、電気に携わる仕事がしたい」と話してくれました。



## 森林は多くの恵みをもたらしてくれる かけがえのない財産です ～県民協働の森づくりフォーラム～



1月28日(日)、栃木県大田原林務事務所主催「県民協働の森づくりフォーラム」が開催され、市内外から約200人が参加しました。

はじめに宇都宮大学名誉教授の笠原義人さんによる「県民協働による森づくり」と題した基調講演が行われ、県民協働の森づくりや森林環境税導入の必要性について理解を求めました。

講演会終了後には「大切な森林をみんなで未来に引き継いでいくために」をテーマに、森林所有者・木材アドバイザーなど4人のパネラーによるパネルディスカッションが行われ、会場の参加者を交えて活発な意見交換が行われました。

## 子育てセミナーを開催

～いじめなんかじゃ、くたばるもんか！～

1月27日(土)、三島ホールで、市教育委員会主催の「子育てセミナー」が開かれました。

講師は、東洋学園大学副学長の原田規梭子さん。原田さんは俳優の原田大二郎さんの妻で、同大の教授などを歴任。英文学が専門で、英語教育開発センター長なども務めています。

セミナーは「いじめなんかじゃ、くたばるもんか！」がタイトル。原田さんは、子育てを通じた自分の反省などが皆さんの助けになればと、長男が遭ったいじめや、不登校を乗り越えた経験談などを話してくれました。

